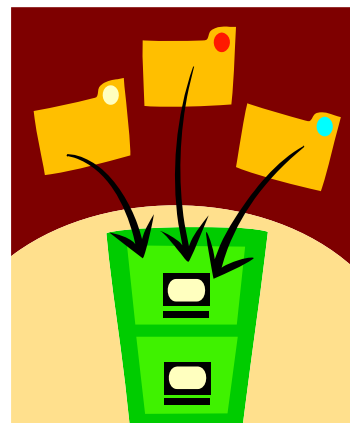


中間書庫制度



2011年4月に施行予定の公文書管理法では、第6条第2項で「行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない」とされています。これは、レコード・スケジュールに基づき保存期間が満了するまでの間について、文書の集中管理の推進を義務づけたものです。同法では、こうした義務づけを行うことで何が目指されているのでしょうか。

本連載 No.4 で触れたように、公文書管理法は有識者会議（公文書管理の在り方等に関する有識者会議）がまとめた最終報告の影響を受けています。同報告では、今後、文書のライフサイクル全体を通じた各府省統一的な文書管理を行っていくために、「作成から一定期間が経過した文書について、各府省の文書管理担当課による集中管理を原則とし、一定期間経過後は自動的に引き継がれる分かりやすい仕組みとする」ことや、「公文書管理担当機関が各府省共通の中間書庫（集中書庫）を設置し、一定期間を経過した文書について、各府省のニーズに応じて、各府省から引き継いで横断的に集中管理する仕組みを整備」することが提言されていました。その背景には、海外のアーカイブズにおける中間書庫（レコードセンター）制度や国内では神奈川県立公文書館の「中間保管庫」制度などの先事例があります。



しかし、国会に提出された当初の法案には集中管理に関する条文（第6条第2項）はなく、「中間書庫」という用語もありませんでした。その後、衆議院における法案修正によって同法第6条第2項が追加されましたが、中間書庫制度については見送られた状態になっています。ただし、国会での法案審議の際に衆参の各議院が行った附帯決議において、中間書庫制度の各行政機関への導入について検討することが求められており、さらには内閣府がすでに中間書庫に関する実証的なパイロット事業を推進していることから、近い将来に国レベルでの中間書庫制度が実現することになると考えられます。